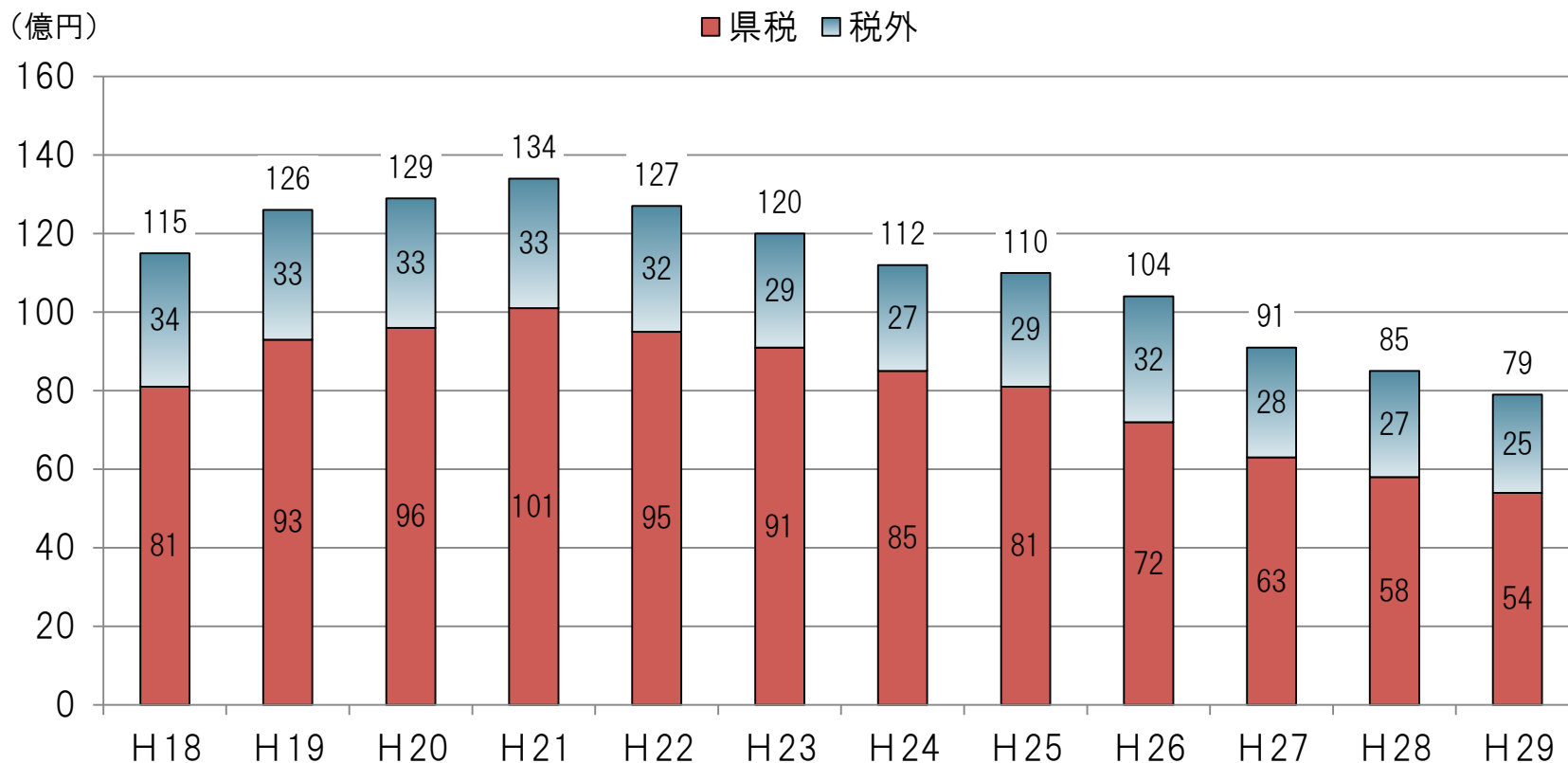


公債権回収に関する広島県の取組

令和元年8月2日
広島県総務局税務課

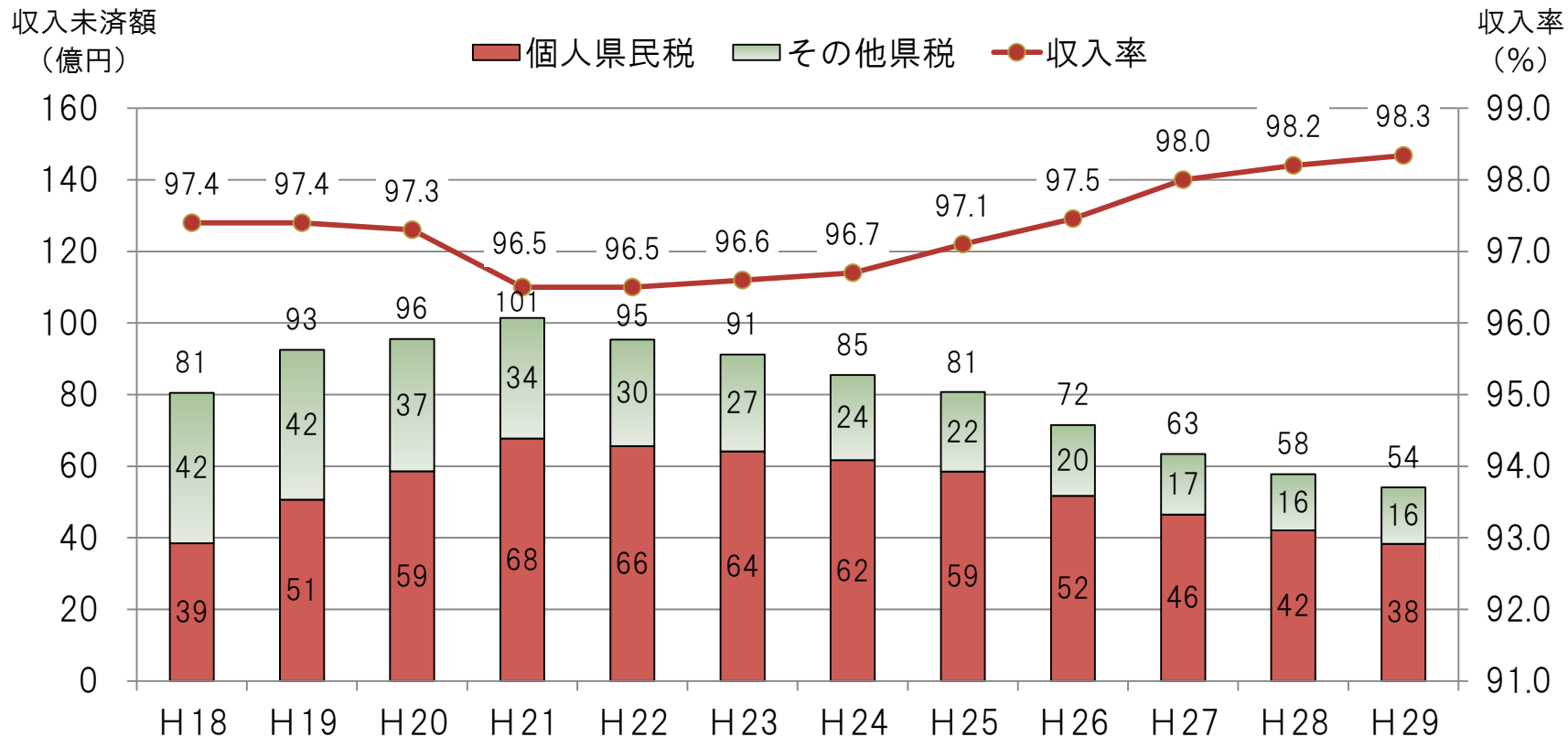
1 広島県の収入未済額の推移

- 収入未済額はピーク時の134億円（H21）から79億円（H29）に減少（41%減）
 - 県税はピーク時の101億円（H21）から54億円（H29）に減少（47%減）
 - 税外債権はピーク時の34億円（H18）から25億円（H29）に減少（26%減）



2-1 県税の徴収状況

- 県税の収入未済額は、税源移譲（H19）・リーマンショック（H21）の影響などにより平成21年度に101億円まで増加したが、平成29年度は54億円まで減少
- 県税の収入率は、平成29年度に過去最高の98.3%まで上昇



2-2 県税の徴収対策

① 個人県民税徴収強化対策

◆ 県と全市町による広島県地方税徴収対策推進協議会の設置（H18～）

- ✓ 税源移譲により地方自治体の自助努力による自主財源確保が重要となることから、県と市町の税務職員が税収確保や徴収の重要性の認識を共有し、協力して地方税の徴収率を向上させることを目的として設置

◆ 併任徴収（H18～）、直接徴収（H21～）による市町の徴収支援

- ✓ 市町徴収職員の徴収技術向上を目的として実施
- ✓ 近年は市町の抱える徴収課題に応じた支援へ変化
 - ・ 滞納繰越額の比率が高い市町の個人住民税滞納案件を県が引き受けて直接徴収
 - ・ 滞納案件の折衝、財産調査、滞納処分及び進行管理等の必要性に応じて随時訪問する併任徴収
 - ・ 希望する市町に対して徴収マネジメントの支援

◆ 特別徴収の県内一斉実施の促進（H24～）

- ✓ 特別徴収の適正実施により、現年収入率の向上を図る
- ✓ 令和2年度から特別徴収を徹底することで全市町と合意（H30）
- ✓ 特別徴収実施率 81.5%（H24） ⇒ 86.4%（H29）

◆ 県市町徴収職員の合同研修を拡大（H27～）

- ✓ 徴収事務初任者研修 ⇒ 県（税・公債権）と市町（税・国保）の徴収初任者，1回2日間
- ✓ 徴収職員専門研修 ⇒ 関係法令の習得，3回延べ7日間
- ✓ 徴収職員実務研修 ⇒ 実務的手法の習得，2回2日間
- ✓ 徴収マネジメント研修 ⇒ 管理・監督者のマネジメント力向上，2回2日間

2-2 県税の徴収対策

② 県税事務所徴収強化対策

◆ 組織的滞納整理の促進

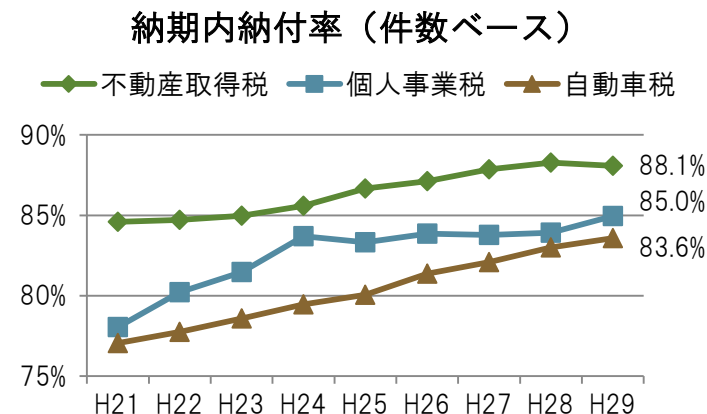
- ✓ 各県税事務所が滞納整理目標と滞納整理計画を策定し進行管理
- ✓ 高額または長期滞納案件の個別ヒアリングによる進行管理

◆ 滞納整理の早期着手・早期処分

- ✓ 自動車税現年分の徴収強化（H25～）
 - 早期着手 ⇒ 督促状及び一斉催告の時期を前倒し，財産調査に早期着手
 - 早期処分 ⇒ 給与所得者を中心に年度内に給与・預金等の差押
- ✓ 自動車税現年分収入率 99.1%（H24） ⇒ 99.8%（H29）

◆ 納税環境の整備

納付方法	税目	導入
コンビニ	自動車税 個人事業税 不動産取得税	H18
Pay-easy（ペイジー）		H24
Pay B（ペイビー）		H31
クレジットカード	自動車税	H28

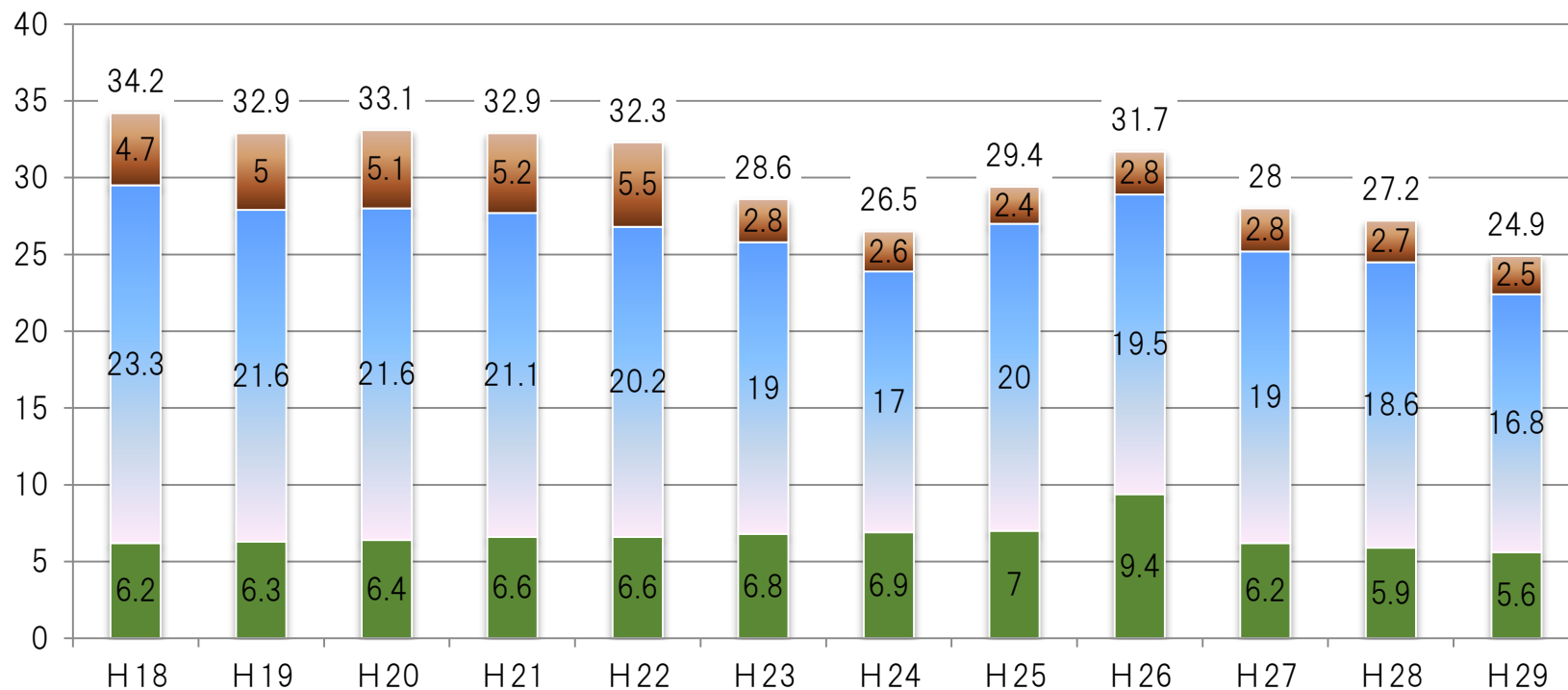


3-1 税外債権の徴収状況

- 税外債権の収入未済額は、概ね特別会計が7割、一般会計が2割、企業会計が1割
- H19年度から全庁的取組を開始し、債権所管局の徴収努力に加えて、納付手段の拡大や権利放棄の基準見直しなどの条件整備により、平成29年度は25億円まで減少

収入未済額
(億円)

■ 一般会計 ■ 特別会計 ■ 企業会計



3-2 税外債権の徴収対策

① 平成19年度～平成22年度の取組

◆ 債権管理会議の設置（H19～）

- ✓ 全庁的な観点から、滞納債権の縮減や債権管理体制の強化など債権管理の高度化・効率化に総合的に取り組むため、副知事を会長、各局長を委員とする債権管理会議を設置

◆ 税外債権縮減目標の策定

- ✓ H19～H21 ▲6.2億円 ⇒ 実績 ▲1.3億円
- ✓ H22 ▲4,400万円 ⇒ 実績 ▲5,900万円

◆ 債権管理の実態調査（H20）

- ✓ 長期滞納及び新規発生債権の回収実態を調査・分析することにより、滞納長期化・新規発生要因を洗い出し、早期回収のための方策等を検討

◆ 滞納処分に関する事務委任規定の整備（H20会計規則の改正）

- ✓ 滞納処分の権限を債権所管課の指定職員に委任
- ✓ 徴収職員証の新設など滞納処分に必要な規定の整備

◆ 特定管理債権の指定（H21～H25）

- ✓ 特に取組を強化する必要がある債権を指定して、滞納原因に応じた対策を講じるとともに、各債権所管課における組織的、定期的な対応を徹底

◆ 滞納債権の区分管理（H21～）

- ✓ 全ての滞納債権を回収可能性に応じて区分することにより、回収可能債権への集中対応や回収不能債権の整理を促進

3-2 税外債権の徴収対策

② 平成23年度～平成27年度の取組

- ◆ 債権管理フォローアップスタッフ会議の設置（H23～）
 - ✓ 債権管理会議における決定内容の具体化，課題の分析・検討，情報の共有化等を目的として，実務担当者を構成員として設置
- ◆ 税外債権縮減目標の策定
 - ✓ H23～H27 ▲7.2億円 ⇒ 実績 ▲4.3億円
- ◆ 納付手段の拡大（H23～）
 - ✓ ゆうちょ銀行，ペイジー ⇒ 警察・企業会計を除く全債権
 - ✓ コンビニ納付 ⇒ 母子寡婦資金，住宅・漁港・港湾使用料，高校奨学金など
- ◆ 権利放棄の基準見直し（H23）
 - ✓ 国の取扱基準と同様に「時効期限が到来し，債権者が時効を援用する見込みがあるもの」を権利放棄の対象とした
- ◆ 実務研修の拡充（H24～）
 - ✓ 強制徴収債権と非強制徴収債権の実務研修をそれぞれ新設
- ◆ 早期回収・早期整理に向けた取組（H27～）
 - ✓ 滞納債権ごとに組織的に回収（整理）方針を決定するまでの期間を設定し，進行管理

3-2 税外債権の徴収対策

③ 平成28年度～現在の取組

◆ 税外債権縮減目標の策定

- ✓ H28～H32 ▲3.5億円 ⇒ H29末 ▲3.1億円
- ✓ 債権の特性に応じて区分した上で、より効果的な目標を設定
 - 〈経常債権〉 現年度分収入率を目標に設定し、早期回収を促進 ⇒ 現年度分収入率 99.0%
 - 〈終了債権〉 処理率を目標に設定し、回収・整理を見極め、早期完結を目指す
⇒ H32末処理率 53.8%
 - 〈突発債権〉 速やかに対応し、回収・整理を進める ⇒ H32末滞納額 ▲1.7億円

◆ 滞納債権発生防止の取組

- ✓ 滞納発生の未然防止
 - 資力信用調査などの事前審査を徹底
 - 売却代金などの一括納付を原則とし、延納や分納は認めない
- ✓ 債権保全対策の拡充
 - 物的担保の評価基準の厳格化
 - 金融機関の債務保証
 - 契約保証金の徴取
 - 連帯保証人の担保価値の事前審査